

## 測量・設計業務に係る最低制限価格の運用について

平成28年4月

### 1. 最低制限価格の設定について

地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第55号）が平成14年3月25日に公布・施行されたことを受けて、三重県会計規則運用方針が平成14年4月1日から改正され、最低制限価格制度の対象となる契約の範囲を、測量・設計業務を含めた全ての請負契約にまで拡大された。

このため、測量・設計業務の委託契約については、①人件費の占める割合が高く、著しく低い価格で落札した場合には、ダンピングのおそれが多く、また、契約内容の適正な履行が確保されないおそれも高くなること、②このような場合に業者が契約期間の途中で契約の履行を放棄したときには、その結果として、発注機関の円滑な業務の遂行が妨げられ不測の損害を被ることになりかねないこと、さらに、③ダンピングによって、入札制度が主旨とするところの健全な競争を阻害することも考えられることなどを踏まえ、当該業務を最低制限価格制度の対象とし**最低制限価格は予定価格の9/10～7/10の範囲内で下記の考え方により算定される『業務委託に伴い最低限必要な費用(P)』として運用することとする。**

但し、下記の考え方に基づき算定された金額が予定価格の7/10を下回る時は7/10、9/10を上回る時は9/10とする。最低制限価格入札書比較価格算出の際の端数処理については、P/1.08値の万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格/1.08の7/10を下回る場合は、7/10以上となるようにP/1.08値の万円未満を切り上げるものとする。

なお、最低制限価格算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、工事の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえ設定するものとする。

### 業務委託に伴い最低限必要な費用：P

### 2. 測量業務の最低制限価格

$$P = (\text{直接測量費} + \text{諸経費} \times 0.55) \times 1.08$$

但し 諸経費＝間接測量費＋一般管理費等

### 3. 設計業務・用地調査業務（権利調査を含む）・工損調査業務の最低制限価格

#### 3-1. 積算に技術経費の項目を計上しない場合

$$P = (\text{直接原価} + \text{その他原価} + \text{一般管理費等} \times 0.45) \times 1.08$$

#### 3-2. 積算に技術経費の項目を計上する場合

$$P = (\text{直接業務費} + \text{諸経費} \times 0.55 + \text{技術経費}) \times 1.08$$

但し 諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

建築関係業務においては、直接業務費に特別経費の額を含むものとする。

### 4. 地質調査業務に係る最低制限価格

$$P = (\text{純調査費} + \text{諸経費} \times 0.45 + \text{解析等調査業務費} \times 0.8) \times 1.08$$

但し 純調査費＝直接調査費＋間接調査費

諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

注) 複数の諸経費体系で構成された業務を発注する場合は、各々の業務の諸経費体系毎にP/1.08値の万円未満で端数処理を行った最低限必要な費用を合算した金額を最低制限価格とする。なお、ここでいう諸経費体系で構成された業務とは、上記2、3、4の業務が合算された業務のことであり、3の中で併記された設計業務・用地調査業務（権利調査を含む）・工損調査業務は、同一諸経費体系とみなす。また、1の予定価格の9/10～7/10の範囲で行う端数処理は、最低限必要な費用を合算した後に行うこととする。

この運用基準は平成 15 年 4 月 1 日の指名審査会に諮る委託業務から適用する。

この運用基準は平成 16 年 4 月 1 日の指名審査会に諮る委託業務から適用する。

この運用基準は平成 19 年 1 月 1 日以降、公告・公募、指名通知(指名競争入札)にかかる対象工事から適用する。

この運用基準は平成 21 年 4 月 1 日以降、公告(一般競争入札)、指名通知(指名競争入札)にかかる対象工事から適用する。

この運用基準は平成 21 年 6 月 1 日以降、公告(一般競争入札)、指名通知(指名競争入札)にかかる対象工事から適用する。

この運用基準は平成 23 年 4 月 1 日以降、公告(一般競争入札)、指名通知(指名競争入札)にかかる対象工事から適用する。

この運用基準は平成 23 年 11 月 1 日以降、公告(一般競争入札)、指名通知(指名競争入札)にかかる対象工事から適用する。

この運用基準は平成 26 年 4 月 1 日以降、公告(一般競争入札)、指名通知(指名競争入札)にかかる対象工事から適用する。

この運用基準は平成 28 年 4 月 1 日以降、公告(一般競争入札)、指名通知(指名競争入札)にかかる対象工事から適用する。